

## 水道業務を委託しました

平成24年度の水道業務を次のとおり委託しましたので、お知らせします。

## ■委託業務

幌延町簡易水道メーター検針及び水道・下水道料徴収業務

## ■委託期間

平成24年4月1日  
～平成25年3月31日

## ■委託を受けた者

幌延地区

佐々木理佳さん(宮園町9)

問寒別地区

小平美恵子さん(字問寒別)

## 経済課管理グループ

電話 5-1116

告知端末機 5-8816

## 平成24年度調理師試験のお知らせ

## 試験日時:

平成24年8月30日(木)  
午後1時30分～午後4時

## 試験地:

稚内市

## 受験資格:

高等学校入学資格者で、2年以上調理の業務に従事した者

## 受験願書の提出先:

北海道稚内保健所

## 願書受付期間:

平成24年5月14日(月)  
～5月25日(金)

## 受験手数料:

6,700円相当の北海道収入証紙

## 願書配付場所:

役場町民課生活環境グループ

## お問い合わせ先:

北海道稚内保健所

電話 0162-33-2990

憲法週間を迎えて  
～5月1日から7日までは「憲法週間」です～

憲法記念日(5月3日)を中心とした5月1日から7日までを、裁判所では憲法週間と定めています。これは、憲法の本質や国民生活における裁判所の役割を国民の皆さんに理解していただくことを目的とするものです。

法務省や検察庁、弁護士会などの協力を得て、全国各地の裁判所では、例年この時期に法廷等見学ツアーや各種説明会などの憲法週間行事を積極的に行っています。

週間行事への参加をきっかけとして、裁判所をより身近に感じ、裁判所や裁判についての理解を深めていただければ幸いです。

間もなく、「裁判員制度」が始まってから3年が経過します。裁判所では、国民の皆さんにとって裁判がより利用しやすく分かりやすいものとなるように、裁判の制度や仕組みについて、幅広い広報活動を行っています。

旭川地方・家庭裁判所における憲法週間行事については、旭川地方裁判所事務局総務課庶務係(電話0166-51-6255)にお問い合わせ下さい。

「労働相談ホットライン」の  
受付開始時間が  
変更になっています

道では、労働問題でお困りの皆様からの相談を、フリーダイヤルでお受けする「労働相談ホットライン」を設置しています。

このたび、労働相談体制の見直しによる変更に伴って、受付開始時間の変更を行いました。

## ■変更日

平成24年4月2日(月)より

## ■変更後の時間

平日(月～金)正午～午後8時  
(祝日を除く)

参考：変更前の時間

平日(月～金)午前9時～午後8時

## ■お問い合わせ先

北海道経済部雇用労政課

電話011-231-4111

(内線26-469)

労働相談ホットライン

(フリーダイヤル)

0120-81-6105

